

次世代育成支援対策推進法に伴う一般事業主行動計画

当社では、社員がより仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境をつくることによって、全社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定しました。

1. 一般事業主行動計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの5年間

2. 計画内容

【目標 1】

◎ 育児休職等を取得しやすい職場環境の整備のため、管理職への研修内容の充実を図る。

〈対策〉

平成 27 年 6 月～ 管理職の研修において、育児・介護規程等の理解度を高める。

平成 27 年 6 月～ 管理職の研修において、社内規程の育児休業給付、社会保険制度等に基づく、出産手当、出産一時金や育休中の社会保険料等免除制度等の周知を図る。

【目標 2】

◎ 育児休職等を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を図る。

〈対策〉

平成 27 年 4 月～ 男性社員：期間内に 1 名以上の取得を目指す。

平成 27 年 4 月～ 女性社員：期間内に 80%以上の取得率を目指す。

【目標 3】

◎ 所定労働時間削減のため『ノー残業デー』を拡大する。

〈対策〉

平成 27 年 4 月～ 本社の『ノー残業デー』を水・金曜日に拡大する。

平成 27 年 6 月～ 各支店に『ノー残業デー』（水曜日）を導入する。